

新型コロナウイルス感染症特別貸付

融 資 の 概 要

融資対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 1.最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 2.業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合は、最近1ヵ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 (1)過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高 (2)令和元年12月の売上高 (3)令和元年10月から12月の平均売上高
資金使途	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金、運転資金
限度額(別枠)	中小事業3億円、国民事業6千万円
利 率	中小事業 当初3年間0.21%(1億円を限度として適用)、4年目以降1.11% 国民事業 当初3年間0.46%(3千万円を限度として適用)、4年目以降1.36% ※一定の要件に該当する場合は別途、特別利子補給制度が適用出来ます。
期 間	設備資金 20年以内(うち据置期間5年以内) 運転資金 15年以内(うち据置期間5年以内)
担 保	無担保
お申込み	日本政策金融公庫金沢支店 中小企業事業 (TEL:076-231-3097) 国民生活事業 (TEL:076-263-7191)

新型コロナウイルス対策マル経

融 資 の 概 要

融資対象	○新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方 ○継続して1年以上白山商工会議所地区内で同一事業を行っている。 ○小規模事業者。常時使用する従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下の商工業者) ○商工会議所の経営指導を受けていること(原則6か月以上) ○所得税、法人税、事業税、県市民税を滞納していないこと ※利用にあたっては、商工会議所会頭の推薦が必要です
資金使途	設備資金、運転資金
融資限度額	通常のご融資額+別枠1,000万円 ※マルケイの一般枠としては、融資限度額は2,000万円以内
利 率	当初3年間 0.31%(別枠の1,000万円以内) 4年目以降 1.21%
期 間	設備資金 10年以内(4年以内(別枠の1,000万円以内)) 運転資金 7年以内(3年以内(別枠の1,000万円以内))
担保・保証人	無担保、無保証人
お申込み	白山商工会議所 経営支援課 (TEL:076-276-3811)

※融資利率は令和2年3月17日現在です。

※事業内容、経営内容により対象とならない場合もあります。

新型コロナウイルス感染症緊急特別融資の創設

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者への円滑な資金供給を図るため、「新型コロナウイルス感染症緊急特別融資」を創設（5/1～）

融 資 制 度 の 概 要

融資限度額	8千万円以内	
	うち3千万円以内	
融資対象	次のいずれかを満たすもの。 ①経営安定関連保証または危機関連保証を利用可能なもの（各保証に係る市町長の認定書を有しているもの） ②最近2週間から1か月間の売上高又は販売数量が、前年同期に比して20%以上減少しているもの	経営安定関連保証または危機関連保証を利用可能なもの（各保証に係る市町長の認定書を有しているもの）
資金使途	経営の安定に必要な事業資金	①経営の安定に必要な事業資金 ②既往債務で信用保証協会保証付きのもの
利 率	固定金利1.00%以内	固定金利1.00%以内 ※下記の条件を満たす場合、 当初3年間 無利子 個人事業主：売上高▲5%以上 中小・小規模企業：売上高▲15%以上
期 間	10年以内（うち据置期間5年以内） ※危機関連保証を利用する場合の据置期間2年以内	10年以内（うち据置期間5年以内）
担 保	金融機関所定の扱い	金融機関所定の扱い
信用保証	任意 ※付保の場合であっても、信用保証料はゼロとする	必須 ※信用保証料はゼロとする
お申し込み	・融資については、県制度融資の取扱金融機関へお申込みください。 ・セーフティネット保証等をご利用いただく場合の認定は、事業所が所在する市町の商工担当課等へご提出ください	

お問い合わせ先

石川県商工労働部経営支援課金融グループ（TEL：076-225-1522）